

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年12月12日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	米山昇君	副委員長	斉藤芳夫君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	猪股尚彦君		内藤久歳君
	名取國士君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（7名）

議長	藤原正夫君	副議長	山本今朝雄君
	藤田悟君		長谷部集君
	三浦進吾君		池神哲子君
	保坂芳子君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	花形保彦君
教育部長	金丸博君	企画財政課長	坂本太久己君
総務課長	今村親弘君	人事課長	生山勝君
消防防災対策室長	保延克教君	税務課長	斉藤積君
収納課長	小田切聡君	市民活動支援課長	勝村秀彦君
敷島支所長兼市民課長	中込照子君	子育て支援課長	三井敏夫君
教育総務課長	小林修君	学校教育課長	飯室崇君

生涯学習文化課長	藤本 さゆり 君	スポーツ振興課長	望月 映樹 君
財政係長	戸澤 文香 君	総務係長	石合 雅史 君
情報政策係長	白神 忠広 君	給与係長	望月 新路 君
消防防災係長	長谷川 秀明 君	市民税係長	山田 久美 君
資産税係長	宮本 裕 君	市民活動支援係長	相川 泰史 君
庶務係長	保坂 和也 君	施設係長	早川 英彦 君
保険給食係長	斉藤 一也 君	生涯学習係長	樋口 充 君
スポーツ推進係長	山岡 広司 君	施設管理係長	箭本 太 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村 宗和	書記	小澤 明
書記	松井 恵美		

審査内容

条例審査

- 議案第60号 甲斐市職員給与条例及び甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件
- 議案第61号 甲斐市税条例の一部改正の件
- 議案第63号 甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正の件

補正予算

- 議案第71号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）

請願審査

- 請願第25-5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願

その他

- (1) 敷島庁舎地中熱ヒートポンプシステムについて
- (2) 消火栓格納箱内の器具の盗難について

開会 午前 9時29分

○委員長（米山 昇君） それでは、ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（米山 昇君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第60号 甲斐市職員給与条例及び甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件ほか3議案及び請願第25-5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願の審査を行います。

審査は、甲斐市職員給与条例及び甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件ほか2件の条例案の審査から行い、その後、一般会計補正予算歳出歳入の審査、最後に請願審査の順で行います。

委員、職員の方々に申し上げます。

限られた時間での審査になりますので、質問、答弁は簡潔、明瞭にしてくださいようご協力をお願い申し上げます。

審査に当たっては、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ2人、市民クラブ1人、颯新クラブ1人、公明党1人、共産党甲斐市議団1人となっております。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第60号 甲斐市職員給与条例及び甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について、当局の説明を求めます。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。人事課の生山です。よろしくお願いをいた

します。

定例市議会議案集1ページ、また、あわせまして、こちらの市議会資料1ページをお願いいたします。

まず、議案集の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第60号 甲斐市職員給与条例及び甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますが、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ること、国民の生命及び健康を保護し、生活や経済の影響を最小にすることを目的としました、新型インフルエンザ等対策特別措置法が本年4月13日に施行されたことに伴い、災害派遣手当について所要の改正を行うものであります。

災害派遣手当は2つの条例がかかわってきますので、2つの条例を一括で改正を行うものであります。

1つは、第1条にあります、地方公務員法に基づき甲斐市職員給与条例で規定されている災害派遣手当であります。もう一つは、第2条の地方公営企業法に基づき、甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例で規定されている災害派遣手当であります。

また、施行日につきましては、附則で規定してありますとおり、ご議決をいただきました後の公布の日からとさせていただきます。

改正の内容につきましては、恐れ入りますが、定例市議会資料の1ページの新旧対照表をお願いいたします。

1ページには、議案の第1条に規定されております、甲斐市職員給与条例であります。左側の改正後となります。新の欄の第2条第1項では、給与の種類が規程されており、従来の災害派遣手当に含むとして、武力攻撃災害等派遣手当等がありますが、これに新たにアンダーラインが引いてあります「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を追加するものであります。

第12条の2第1項では、災害派遣手当の支給要件が規定されております。現在、災害派遣手当を給する際の要件は2つあります。1つは、災害対策基本法の規定に基づき、災害応急対策または災害復旧のために市に派遣された職員には、災害派遣手当が支給されております。もう一つは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、武力攻撃の緊急時に職員が派遣された場合にも災害派遣手当が支給されております。

今般、新たにアンダーラインが引いてあります「新型インフルエンザ等対策特別措置法」

が施行されたことに伴い、新型インフルエンザや新たな感染症が発生した際の緊急時に派遣された職員に対しても災害派遣手当を支給することができるように準用するものであります。

恐れ入りますが、次の2ページをお願いいたします。

こちらには、議案の第2条に規定されております、甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に係る新旧対照表となっております。

新の欄の改正後の第2条第3項の給与の種類では、前のページと同様に従来の災害派遣手当に含むものとして、武力攻撃災害等派遣手当のほかに、新たにアンダーラインが引いてあります「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を追加するものであります。

また、第11条の災害派遣手当の支給要件も前ページと同様に、新たにアンダーラインが引いてあります「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されたことに伴い、新型インフルエンザや新たな感染症が発生した際の緊急時に派遣された職員に対して災害派遣手当を支給することができるように準用するものであります。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

資料3ページには、条例の一部改正とあわせまして、甲斐市職員の給与の支給に関する規則の第23条の2第2項におきまして、災害派遣手当に新たにアンダーラインが引いてあります「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を追加する一部改正を行うものであります。

また、こちらには記載してございませんが、この規則で定められています災害派遣手当の額であります。滞在期間の長さ、また利用する施設等によりまして、1日につき3,970円から6,920円の範囲で支給することになっております。

なお、参考までに現在、本年4月から東北大震災の被災地であります陸前高田市に職員を1名災害派遣しております。給料、期末勤勉手当などは甲斐市で支給しておりますが、災害派遣手当につきましては受け入れ先の陸前高田市が支給しております。

以上、簡単でございますが、提案いたしました条例の一部改正の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） インフルエンザ等について、特に病名の説明がなかったですが、「等」は具体的にどんなのが、もしあるかどうかちょっと参考まで。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 新型インフルエンザのほかに全国的かつ急速な蔓延のおそれがある新感染症対策ということで、具体的な名称はありませんが、新たな感染症対策ということであつたわれております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 先ほど支給でもって3,900円から6,000円という幅があつただけけれども、この支給は相手方、向こうのほうの支給だから、その基準に基づいて支払ってもらふことで、どれとか定めはないということなんですか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 一般的には条例等、規則で規定されている内容でありまして、当然地方公務員法とか自治法とか、そちらのほうから準則というか例が流れてきておりまして、陸前高田市も甲斐市も同じ一応金額が指定されております。そして、あくまでも災害派遣で向こうに行った職員につきまして受け入れの自治体のほうで災害派遣手当は支給されるという形になっております。金額は陸前高田とうちは一緒になっております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） それはわかつたんだけど、じゃ、もし、陸前高田市とほかへもう1人派遣されたという、そこでもって、ある程度こっちは6,000円もらっている。こっちは3,000円ということもあり得るんですね。そういうときの不公平さというか、その平等性をするにはどのように、そののところはどうでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 全国的な差異がどのくらいあるかということは、ちょっとわかりかねるところであります。基本的には先ほど言いました自治法とか地方公務員法の中で流れてきています準則を全国的に使っておりますから、差はないというふうには思っております。例えば、公共の施設を使った場合につきましては1日3,970円とか、あと民間の施設を使った場合につきましては最高6,620円とか、そういう形の中で一応日にちとか使う施設によりまして規定はされております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 先ほど陸前高田の関係の派遣社員のことを説明いただきましたけれども、この内容ですけれども、今、派遣職員ね、期日はいつまでという契約になっているんですかね。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 一応契約の中では本年の4月1日から来年の3月31日までという形になっております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） じゃ、この陸前高田へ派遣している職員、このうち先ほど言った1日3,970円から6,920円、この範囲でいうとどの辺に当てはまるのですかね。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 陸前高田市のほうで仮設住宅を用意してもらってあります。そのような形の中で、一応公共の施設を利用するというこの中で一律3,970円、最低の金額が支給されております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、そもそもこの災害派遣手当というのに対して、これを追加したという根拠というか、それをもう一回ちょっと説明してくれますか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 災害派遣手当は、そもそも根本的には災害対策基本法という法律に基づきまして、災害の応急対策とか復旧対策のために派遣された職員について災害派遣手当が支給されるというのが、まず第1点でありました。その後、新たな法律といたしまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律という法律ができました。この法律の規定に基づきまして、いわゆる武力攻撃の緊急時に職員が派遣された場合にも災害派遣手当が支給されるということで、これがいわゆる2つ目の要件になりました。

今回新たに、ただいま説明を申し上げました新型インフルエンザ等ということの中で、特別措置法ができましたので、この法律に基づきまして職員が災害派遣された場合につきましても災害派遣手当ができるということで、3つ目の要件になったということでもあります。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、基本的な考え方として、その災害に関する補償という
か、そういうものの範囲を広げたということですね。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） おっしゃるとおりで、災害派遣手当に支給にされる要件を、もう
一つ追加をしたということでございます。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） これは甲斐市の職員給与条例というふうに書いてありますんで、今の
行っていられる方は向こうが持っている。もし、向こうがそういう条件がないという
場合には、こっちが持つというような意味で解釈するということですか、これは。それと、
もう一つは、受け入れるときにこっちが払うということの考え方と、そのどちらですかね。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 例えば、甲斐市の職員がある地域へ災害派遣の要請があつて行っ
たという場合につきましては、災害派遣手当につきましては受け入れ先のほうの自治体の規
定に基づきまして支払われるということになっています。ですから、例えば災害派遣に行っ
たところの市町村がこの規則がなくて支給をされないということはあり得ないとは思って
います。仮にないとしても、これは市のほうで災害派遣手当を支給することはできません。

それで、今回のこの改正につきましては、甲斐市が要請をして来てもらった場合につい
ては、甲斐市がこの基準に基づきまして災害派遣手当を来てもらった職員に支給するという形
でございます。

○委員（齊藤芳夫君） 受け入れるときだけ。

○人事課長（生山 勝君） そういうことです。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっと海外の場合ね、もし海外に派遣された場合、何かフィリピン
とか中国でもいいや、協定していてね、その場合もこういうようなもので行くんですか、法

律的なもので全然違うんだけど、そこでちょっとわかる範囲でちょっと。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 明確にはちょっとわかりかねるところもあるんですが、当然国でも、ああいう形のフィリピンの大地震とか全国で大地震がありまして、職員、国家公務員とか派遣いたしますから、当然そういう規定はございます。ただ、市の中でもそちらが明確に、こういう基準で出せるというところにつきましては、まだちょっと私のちょっと今、記憶の中ではちょっと規定されているかどうかわかりかねるところがある。もう少し調べさせていただきます。すみません。

○委員（名取國土君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 新型インフルエンザになっていますけれども、旧型じゃいけないということですか、じゃ。普通の風邪ではだめ。

○委員長（米山 昇君） 答弁を求めます。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） こちらのほうにつきましては、新型インフルエンザという規定につきましては、ご承知のとおり、平成24年に、23年から24年にかけて発生いたしました新型インフルエンザということの中で新たに規定をされたわけなんですけど、旧型とか、それからあと、全国的に急速な蔓延のおそれがある新感染症というものがうたわれておりますから、当然そういうものは指定されれば、この手当は支給されるという形になっております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第60号 甲斐市職員給与条例及び甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論ないようですので、以上で討論を終わります。

これより議案第60号 甲斐市職員給与条例及び甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 甲斐市職員給与条例及び甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時48分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第61号 甲斐市税条例等の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤 積君） おはようございます。

それでは、税務課のほうで市税の条例の一部改正の件について説明させていただきます。

議案のほうは3ページになります。お願いします。

3ページから6ページにわたりまして一部改正の件が出ております。改正理由といたしましては、地方税法の施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が25年6月12日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

説明につきましては、お手元の甲斐市議会資料、こちらのほうをお願いいたします。4ページになります。甲斐市市議会資料の4ページをお願いいたします。

それでは、甲斐市税条例の一部改正の主な概要について説明させていただきます。

改正については、主に3項目ございます。

初めに、第1項目のほうで、個人市民税の公的年金等からの特別徴収制度の見直しということで、公的年金等からの特別徴収の年間の税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を、前年度分の年税額、仮特別徴収税額と本特別徴収税額が1年間の分になるんですけども、その2分の1に相当する額とする見直しをするということと、賦課期日後に市外に転出した場合において、一定の要件の下、特別徴収を継続すること等を見直すと。

内容的にいきますと、平成21年度から65歳以上の方の年金受給者から、いわゆる住民税を特別徴収しているわけなんですけれども、それで、年金というのは偶数月、2月、4月、6月、8月というふうに偶数月、年6回支払われるわけなんです。ところが、市民税の年税額を決定する場合につきましては、最初の4月、6月、間に合わないわけですね。それで、仮徴収ということで、4月、6月、8月の年金の支払い額から仮徴収をしております。次に本徴収、年税額が決定しますから、残りの額を10月、12月、2月に引くわけなんです。そうしますと、今までは例えばことしで言うと、ことしの仮徴収は前の年の10月、12月、2月の、ここの本特別徴収税額をもとにことしの仮徴収をしているわけなんです。

次に、改正された今度の改正については、去年1年間の分をちょうど2分の1が、ちょうど半年分というか去年の1年間の分を平均で4月、6月、8月に納めていただいて、ことしの年税額がはっきり決定しましたら、4月、6月、8月分の額を引いて残りの分を10、12、2月に納めてもらうと、こういう改正になるわけです。

もう1点は、賦課期日後に市外に転出した場合、1月1日に居住しているところへ住民税は支払うわけなんですけれども、ところが、2月とか、1月とか2月とか3月に甲斐市からよそへ転出した場合には、そういう人の年金からは特別徴収を今していないんです。それで、法律を改正しまして、1月1日、甲斐市にいて、甲斐市に課税権がある人の場合については2月とか3月、よそへ転出しても年金機構のほうで特別徴収をして甲斐市へ納めていただくと、こういうふうに改正されるというのが1番の改正の理由でございます。

条例改正については、条例の47条の2と47条の5ということで、平成28年10月1日から施行すると、こういうことでございます。

そして、2番、3番ですけども、これについては金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債及び株式等に係る所得に対する課税を見直す改正であるということで、2番の上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例の整備ということで、上場株式等に係

る配当所得の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う、所要の規定の計算方法を定めるということでございますけれども、どういうことかと申しますと、上場株式の配当については、もう申告分離課税ということになっているわけです。

ところが、公社債の場合は源泉徴収、いわゆる証券会社とかそういうところが、もう先に利子税と同じように20%、15%のほか20%源泉徴収しちゃうと、それが今度は公社債の場合は申告分離課税になるということになるわけです。そして、申告分離課税になるとどうなるかという、ほかの公社債の譲渡とか上場株式の譲渡とか、そういうものと損益通算できるようにするというのが改正なんです。特定公社債というのはどういうものかという、国債とか地方債とか、外国債とかそんなようなものが特定公社債というものに該当すると、これは損益通算ができるというメリットがあるわけです。

つまり、どういうことかという、公社債でいわゆる配当というかもらったと、ところが、源泉徴収で税金持っていかれちゃう。ところが、こっちのほうで、自分のほうで公社債を売買したりとか上場株式のほうを売買したけれども赤字が出ちゃったと。赤字が出ちゃったけれども、これ損益通算できないから、こっちは税金納める。こっちはもう赤字の分、引くものがないということですが、今度は申告分離課税になったから、こちらのもうけの分、こちらの損害の分を差し引きできるというふうに改正されると、これが損益通算ができるということでございます。これは、条例の附則の16条の3に該当します。

市民税の関係は29年1月1日から、国税は28年1月1日からになるんですけれども、所得税は、市民税は29年1月1日からと、こういう改正になります。

次に、3番目、上場株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例の整備ということで、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に新設及び改組したことに伴う、所要の規定の計算方法及び特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定口座内公社債が公社債としての価値を失ったことにより生じた損失の金額の計算方法を定めるということですが、まず初めに、株式等に係る譲渡所得等の分離課税ですが、今現在は上場株式と一般株式、一般株式というのは非上場株式のことなんですけれども、一般株式と上場株式が損益ですね、もうかった、損した。これを損益通算できるんですけれども、今度はこれが分かれちゃうんですね。それはなぜかという公社債、公社債は今まで売って利益があっても申告しなくていいんですね。損害が起きても、もちろんだめ、損益通算できないんですけれども、もうかって申告しなくていいと。今度は、その譲渡所得

等に対して課税をしますよと、非課税じゃなくて課税しますよというふうに変わってきたわけです。

それで、上場株式のほうと、それから、公社債のほうを一つのグループとして、それで、もう一つは非上場株式と特定公社債じゃない一般の公社債を一つのグループにしまして損益通算ができるようにということで改正をしたわけなんですね。ですから、一番ここでは公社債の譲渡について、今までもうかっていても非課税だったのが、それが廃止されて申告分離課税になると。ですから、公社債でもしもうかった場合に、上場株式のほうで損した場合は損益通算できます。そういう利点もあるわけですがけれども、公社債のほうの非課税が今度は申告分離課税ということで課税対象になるというのが1点。

それから、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得の課税の特例というの、どういうことかと申しますと、上場株式とか公社債、それが証券会社とか金融機関に特定口座というのを設けるわけです。そこで株を売買しているという場合に、その上場株式の株を持っていたと。持っていたけれども、その会社が倒産しちゃったという場合に、この株は紙切れになっちゃうんですね。買った分が損害になる。しかし、特定口座、金融機関、そういうところの特定口座で売買をしていた株については、これが紙切れになった場合にほかの株でもうかった分と損益通算できると、こっちで損した分はこっちの利益から引くことができるというのが特定管理株式等等が価値を失った、価値を失った株の損害をこちらのほうで引くことができるという改正になります。これは条例の19条、それから、19条の2、附則の19条関係、19条の2ですね。

市民税の関係は、29年1月1日ですけれども、国税の場合は28年1月1日以降の売買、取引の関係が該当するということでございます。

以上が一部改正の主なものでございます。

それに伴いまして、条項の整備をこちらの新旧対照のほうでしてありますけれども、これは条項の整備だけですので、法律的な改正は今、説明したとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この条例改正、非常に難しい内容だと思いますけれども、この改正に

よって市の税収に対する影響というんですか、そんなふうなところはどのように見えますか。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○税務課長（齊藤 積君） 実際に、これ一生懸命勉強して説明したわけなんですけれども、難しいんです、本当に。それで、市のを見ますと、やはり甲斐市民が大きな株の取引していると市税のほうで上下の関係出てくるかと思えますけれども、私、見ましたところ、そんなに申告見て、甲斐市の人がそんなにしているということではないので、影響というものはないんじゃないかと。ただ、これはただ、非課税だった公社債の譲渡の関係が課税になったということであれば、甲斐市民の方がいわゆるそういう公社債を持っていて売買してもうかった分が今度は課税になるから、そういう人が多ければふえるということは考えられますけれども、そのほかはそういう方が多ければ甲斐市税がふえるという可能性はありますけれども、余り影響はないんじゃないかと思えますけれども。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 聞いていて、ちょっとややこしいなと思ったんだけど、1つ、この課税というのは、もし株を持っていて、その株を何年か持ったかわからんけれども、その人に対して株の配当があると、その配当はどのくらいに対してどのくらいという、要するに税金があると思うんですよ。ちょっとそのわかる範囲でいいんだけど。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○税務課長（齊藤 積君） 上場株式の配当とか公社債の配当というのが、国税、地方税合わせて20%、国税15%、利益に対してですね、配当額に対して国税が15%、それで地方税、いわゆる住民税5%。ただし、これが何年か前に軽減税率で、ことしの12月のもので切れるんですけれども、10%になっているんです。国税7%、住民税3%、これについては、もうことしの12月で終わりですよということになっております。ですから、来年の1月からは前の通常どおり、20%で国税15%、住民税5%ということになりますね。ですから、住民税5%ですから、市税が3%、県税、県のほうへ2%と、こういう形になります。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） それは話わかったんだけど、そうすると、このパーセンテージというのは、じゃ、株式でもって配当来たと、年に1回来る、この来たのは10万円だからって、10万円に対して7%、3%で、今これ切れれば15%取られるんですか。その取られる

上限というのはあると思うんだよね。3%、要するに、3万円でも取られるのか10万円でも取られるのかという、そのところをちょっと。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○税務課長（斉藤 積君） これは累進課税ではございませんので、配当が3万円の方、10万円の方、もっと大きい方はいるかと思えますけれども、国税15%、住民税5%と、合わせて20%と、これは取られるのではなくて国民の義務で納めるということでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この1番の公的年金からの特別徴収の見直しということで、これは非常に市民に密接した部分なので、このPRとか理解を求めて、そういうふうな周知はどんなふうに考えていますか。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○税務課長（斉藤 積君） これについては、施行するのが28年10月1日からということで、いわゆる28年度の本特別徴収ということになりますけれども、そうしますと、そういう内容については年金機構が、年金受給者の方が支払いますから、その中に説明文が入ると思います。当初、平成21年度の65歳以上の方の特別徴収を始めたときも年金機構のほうで、そういう説明とか、そういう文章を入れていますので、それが一番年金の支払い額と一緒に来ますから、受給者に対して一番漏れのない説明になるかと思えます。また、そのときになれば市の広報でも周知するというところでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これについては、ちょっと資料を取り寄せたりして自分なりに判断をしましたけれども、やはりこっちの条文はととても読み込めないですよ。何か絵柄にして、こうなればこうなるんだみたいなものもやはり説明資料としては欲しいなと思えますけれども、これは希望ですが。

○委員長（米山 昇君） それは要望として受けておきます。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第61号 甲斐市税条例等の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この4ページに今回の改正の概要があります。1の特別徴収制度見直しについては、事務的な合理化を図るという意味では特に異論はございません。

しかし、2、3につきましては、そこにありますように上場株式に係る配当所得と、その範囲を拡大をしていくということで、まず1つは、株の利益が通常1割程度の課税ということで、欧米の二、三割以上に比べると大分安い。そのことでアベノミクスで大分もうかっている人も大勢いるようですけれども、そういう甘い課税の対象をさらに公社債などまで広げていくということで、基本的には格差を拡大していくということになると思います。金融所得課税の一体化は現行の上場株式の配当、譲渡所得に対する損益通算特例を債券、公社債等の利子益、譲渡所得にも拡大するということで、資産家富裕層への優遇策の拡大というふうには判断せざるを得ませんので、これについては2、3反対ですので、総体としては反対というふうにしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第61号 甲斐市税条例等の一部改正の件を採決いたします。

本案は起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） どうぞご着席ください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第63号 甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、改めまして、おはようございます。

大変お疲れさまでございます。

企画財政課のほうから条例の改正につきましてご提案、ご説明を申し上げさせていただきたいと思います。

それでは、9ページのほうをお開きをいただきたいと思います。

別冊の議会資料につきましては、32ページ、33ページとなっております。よろしく願いをいたします。

議案第63号 甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正の件でございます。

内容につきましては、附則に延滞金の割合の特例第3項を加える改正となっております。

この改正の経緯でございますが、これにつきましては既にご説明がされているとは思いますが、平成25年3月30日に公布されました、地方税の一部を改正する法律、この改正の中で、東日本大震災にかかわります復興支援のための税制上の対応、個人住民税におきます住宅ローン控除の延長、拡充等とあわせまして、延滞金及び還付加算金の割合の特例の見直しを受け、地方税の規定に従いまして延滞金の改正を行うこととなったものでございます。

本案件以外にも、個別法に基づいた延滞金の改正案が何件か今回提出されているというふうに思います。本案件の改正につきましては、地方自治法を根拠とした場合の延滞金の改正になります。

市町村の歳入の滞納にかかわります延滞金の徴収につきましては、先ほど申しました地方

税法または個別法において、その延滞金の徴収について特別の定めがある場合を除いて、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づきまして、条例に定めるところによりまして行うことができるというふうになっております。地方自治法の231の3の第2項に基づく延滞金の額、これにつきましては地方税法の規定による税の延滞金の額との均衡を失しないように定めるといふふうにされておりますので、今回、地方税法と同様に条例の一部を改正することになったものでございます。

具体的には、そこにごございます「附則に次の1項を加える」ということで、第3項を提示をさせて、改正の内容となっております。ここの部分を追加するということとなります。

この利率の内容等につきましては、資料のほうの36ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

これにつきましては、介護保険条例の内容となりますが、同様の改正になりますので、そちらのほうで説明をさせていただければというふうに思います。

延滞金の割合引き下げとなりますが、地方税法の改正によりまして、延滞金割合の特例の見直しに合わせて、当分の間の措置として、諸収入の延滞金の割合を引き下げる改正でございます。延滞金の年14.6%の割合につきましては、特例基準割合に7.3%を加算した割合としまして、納付期限が1カ月以内の場合は年7.3%の延滞金で、これに特例割合1%を加算した割合とする内容となっております。

特例基準割合は、国内銀行の貸出約定平均金利の前々年の10月から前年の9月におきまして平均金利に1%を加算した額というふうに分けられております。

現在調べましたところが、財務大臣が告示している貸し出しの約定平均金利の年平均が現在1%ということになっているようでございます。これに1%を加算して2%に7.3%を加算するということとなりますので、9.3%になります。1カ月以内の場合につきましては、同様に2%に1%を加算するということとなりますので、3%の割合となってくるというふうになります。

この施行期日につきましては、平成26年1月1日からの施行となっております。

なお、経過措置がございまして、施行日前のものにつきましては従前の例ということになっております。

以上のような地方税法に合わせました改正となっております。ひとつご審議のほう、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 傍聴議員の質疑もないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第63号 甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第63号 甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号 甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正の件は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時28分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第71号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は、初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

まず、第13款諸支出金、第1項基金費について説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、休憩前に引き続きましてご審議のほうお願いをしたいと思います。

平成25年度の12月補正予算のご説明となります。

補正予算の説明書の24ページ、25ページのほうをお願いをしたいと思います。

13款諸支出金、1項の基金費、1目の財政調整基金への積み立てにつきましては、このたびの補正に伴います歳入歳出の差引額6億5,636万6,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。これによりまして、本年度末の財政調整基金は現在時点では平成25年度末30億7,574万1,000円と見込まれるところでございます。

以上、企画財政課のほうから基金費についての積み立てのご説明とさせていただきます。

ひとつよろしくお願いをいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第13款諸支出金、第1項基金費の審査を終了します。

次に、第1款議会費について事務局より説明を求めます。

中村議会事務局長。

○議会議務局長（中村宗和君） お疲れさまでございます。

それでは、議会議務局関係の補正予算について説明させていただきますので、補正予算説明書の12、13ページをお願いしたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費238万8,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、010議員報酬209万円の減額でございますけれども、これにつきましては本年7月から来年3月まで議員さん方の報酬を一律3%減額させていただいておりますので、その分の議員報酬の減額でございます。

また、011議会運営費29万8,000円の減額につきましては、山梨県市議会議長会特別負担金の確定に伴います減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、第2款総務費、第1項総務管理費のうち第6目情報管理費及び第4項選挙費並びに繰越明許費について説明を求めます。

今村総務課長。

○総務課長（今村親弘君） よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、総務課より12月の補正内容につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書12、13ページをお願いをしたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費につきましては、補正前の額1億5,144万5,000円に対しまして、補正額1,080万円を増額をいたしまして1億6,224万5,000円とするものでございます。

補正額の財源内訳につきましては、国県支出金500万円につきましては、県支出金の安心こども基金事業費補助金でございます。580万円が一般財源となっております。

003電算システム構築事業1,080万円につきましては、子ども・子育て支援法の本格施行に伴いまして、平成27年度から子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業などを実施することとなりまして、保育の必要性の認定、施設事業者の確認、施設事業者からの給付費の請求に対する審査、支払いなどの事務を行うということに伴いまして、新たなシステムの構築と事務処理を行う機器の購入が必要となりました。このため、第13節委託料では新たな支援システムの構築経費といたしまして842万4,000円、第18節備品購入費では支援システムの事務処理に行う機器の購入経費といたしまして237万6,000円、合わせまして1,080万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第4項選挙費、第3目市議会議員選挙費につきましては、補正前の額60万1,000円に対しまして補正額276万2,000円を増額し、336万3,000円とするものでございます。財源は一般財源でございます。

002市議会議員選挙執行业務につきましては、平成26年4月13日告示、4月20日の選挙期日ということでございます。平成25年度中に準備できるものの経費を増額するものでございまして、第8節報償費3,000円につきましては、投票所駐車場の借り上げ料、それから、補正予算14、15ページをお願いをしたいと思います。第11需用費178万2,000円につきましては、投票用紙の印刷、それから、啓発用品などの経費でございます。第12節役務費2万4,000円につきましては、期日前投票の立会人の通知の郵送料、それから、13節委託料90万円につきましては、入場整理券の印刷業務委託でございます。第18節備品購入5万3,000円につきましては、投票所の段差を解消するためのスロープ、この購入経費でございまして、合わせて276万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、第5目土地改良区総代選挙費につきましては34万3,000円を増額するものでございまして、補正額の財源内訳でございますが、その他財源34万3,000円につきましては、諸収

入の雑収入でございます。土地改良区総代選挙委託金でございます。

002土地改良区総代選挙執行业務につきましては、平成26年3月27日告示、4月3日執行の竜王土地改良区の総代選挙に伴う事前準備品等の経費を増額するものでございまして、第11節需用費26万3,000円につきましては、投票用紙などの印刷経費、それから、事務消耗品、第12節役務費8万円につきましては、入場券等の郵送料でございまして、合わせまして34万3,000円を増額するものでございます。

補正予算説明書27ページをお願いをしたいと思います。

次に、繰越明許費についてでございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費の電算システム構築事業につきましては、新たなシステム構築ということでございますので、構築に日数を要するという事の中で今回、増額補正をお願いいたします全額1,080万円の繰越明許をお願いするものでございます。

以上で総務課の補正内容につきましての説明を終わります。よろしくをお願いをしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 電算システムの構築事業ですけれども、これは県支出金で、これは法改正によるもので国の補助ってないんですか。

○委員長（米山 昇君） 三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えします。

子ども、子育て安心基金につきましては、国から県に交付されたものを基金として積み立てたもので、出もとは国であります。

○委員（内藤久歳君） 出もとは国ね。わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） このシステムについては保育の必要性を点数化するとか、いろいろあるのかと思って、ちょっとその辺のところを。

○委員長（米山 昇君） 三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 点数化するというのは優先順位を定めるときに、今も実は

各自治体で優先順位を定めるための点数化をされているんですが、このシステムにつきましては、保育が必要かどうかということだけでありまして、その点数化ということは、このシステムには組み込まれておりません。ただ、市町村によって当分の間は優先順位、いわゆる調整ですか——はさせていただくということになっております。あの施設が必要分出たときには調整は必要なくなるのかなというふうに考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと土地改良区の選挙ですけれども、日程は今、伺ったとおりですけれども、この選挙の内容とか選挙のそういう対象者ですね、投票する人が、どういう人が投票するのか、内容についてちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 石合総務係長。

○総務係長（石合雅史君） 竜王の土地改良区の選挙になります。選挙の区域といたしましては、旧竜王町の全域ということで、その中でいわゆる農地の所有者という方々が選挙人になります。

それから、今回総代選挙ということで、総代の数が30名選出するという内容となっております。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 30名選出で、これを投票する有権者といえますかね、それは何人ぐらいいるんですか。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○総務係長（石合雅史君） これは前回のデータになりますけれども、平成22年の選挙人名簿の登録者数ということで598名でございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その598名のうち、有権者が30名を選出をするということということですね。

○委員長（米山 昇君） 石合係長。

○総務係長（石合雅史君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費のうち第6目情報管理費及び第4項選挙費並びに繰越明許費の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費のうち第14目諸費について説明を求めます。

勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） お疲れさまでございます。

市民活動支援課に関係します補正予算をご説明いたします。よろしく願いいたします。

補正予算説明書は12ページ、13ページをお願いいたします。

ページの中ほどになりますが、第2款総務費、第1項総務管理費のうち第14目諸費の補正予算につきましてご説明でございます。

予算額6,475万円に130万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄でございますが、まず、001の自治振興事業につきましては80万円を減額するものでございます。内容につきましては、自治会の放送設備整備に対する補助金につきまして、現在までの申請状況などから勘案しまして、不要額が見込まれますので相当額を減額するものでございます。

次に、003の地域集会施設設置、改修事業につきましては210万円の増額補正をお願いす

るものでございます。各自治会に対します集会施設の改修整備に対する補助金につきまして、現在までの交付実績に加えまして今後の申請予定などを改めて把握しまして、この補助金に不足を来す見込みでございますので、増額をお願いするものでございます。

第14目の諸費につきまして、以上の2事業の差し引きで130万円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、003の地域集会施設設備の改修等、この件ですけれども、耐震化されていない昭和56年以前に建てられた集会所または公民館、これが50棟あるということですよ。それで、この50棟に対しては何らかの要望等が来ていますか。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 耐震化ということでは特別ご要望いただいておりません。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 地域によっては集会所、公民館、非常に古い建物、そしてまた、ほかの地域でまだまだ使えるのに、この補助金の出し方ということに対して非常に矛盾を感じている面はあるんですよ。要は、ことし、じゃ、ここを改修します。じゃ、申請します。補助金をいただきます。また来年、また何かいじるときに、また市としてはそういうこの改修ですか、改修事業としては現地の確認とか、そういうことは一切しないということですか。

○委員長（米山 昇君） 相川市民活動支援係長。

○市民活動支援係長（相川泰史君） 猪股委員のお話がありました、例えば2年度続けて改修があるようなケース、それぞれ自治会の補助金関係でございますので、補助金が通常の改修ですと3分の1あります。残りの3分の2は自治会の負担になりますので、やはり自治会の予算の中で単年でできる場合と、やはり複数年、2年かけてやるという計画を立てているところもありますので、それぞれ状況に応じて自治会の補助の交付をしているようなこともあります。できるだけ単年でできるものは単年でしたほうが、諸経費の関係とか、そういったものは安くなると思いますので、そういった指導もさせていただくんですが、やはり自治会の自主財源というところもありますので、それは自治会の運営状況に合わせて補助金の交付

のほうをさせていただきます。

また、現地確認におきましては、原則特段大きいものでなければ通常の工事と同じように、着工前と着工後の写真、当然着工後には現地の検査のほうをさせていただいて補助金の交付をさせていただいております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 言われることは十分わかります。ただ、まだまだ使えるものに補助金を要請してやるのはいいのかなのかどうかということをも痛切に感じているということと、先ほど言いましたね。古いような公民館をなかなか自治会の予算的な都合もあるということ。経済的にもあるでしょうけれども、そこに補助金を、ある程度みてやるとか、そういうことも感じるんですよ。だから、例えば自治会によって財政状況がいいところは、そういうことで補助金を毎年、いわば2年続けてというやり方、1回にまとめれば経費が減るじゃないかということよりは、あえていえば、そういうことを書類の審査だけでそのまま出すということがいいか悪いかの判断。そして、例えば市のほうでも集会所、公民館に対してはアドバイスの、また相談的ことをして、古いところは何とかしてやるという相談も必要ではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうかね。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 猪股委員のおっしゃること十分理解をしておりますので、現在も相談に見えられれば補助金も含めまして、できるだけご相談には応じておりますので、今後ともまた自治会のほうの意向も調べながら、そのような対応をできるだけするようにしたいと思っています。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。よろしいですか。

名取委員。

○委員（名取國士君） 今の公会堂の件ですけれども、3分の1の補助が出るということなんだけれども、あの何か建てかえているところのことを聞けば、何かほとんど宝くじとか何とかの補助でもってやれたということ聞いたんだけど、それは提出した人たちが恐らく何人も当たるんじゃないと思うけれども、そういうものは年に1回ずつあるんですか、そういう補助金というのは、80%出せば何かできるよとか言ったんだ、その辺をちょっともし、あの。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 市のほうの現在の制度とすれば、新築の場合は2分の1でございますけれども、面積などによって上限も定められておりますが、ただいまのお話は自治総合センターによる宝くじの普及ということでコミュニティセンター事業のことだと思いますが、甲斐市でも20年度から22年度まで続けて助成の対象になっております。

ただ、今、名取委員もおっしゃったように、これ申請すれば必ず採択されるというようなことはございませんで、県内で3本くらい、1年に3カ所くらいしか採択受けないようなものでございますけれども、こういった制度につきましても、各自治会のほうへは毎年周知をしております、市の補助金よりも当然率がいいので5分の3というようなことで1,500万までが上限とされておりますから、来年度の申請事業に向けまして、当然採択は不明ですけれども、本年の11月には敷島の上町南という自治会でも、また申請がしてございますので、こういったものもまた有利なものを活用できるように自治会のほうには、また説明をしたいと思いますと思っております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それじゃ、傍聴議員も質疑ないようですので、以上をもちまして質疑を終了させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第10款教育費、第2項小学校費から第4項学校給食費まで一括で当局の説明を求めます。

初めに、第2項の小学校費から第3項中学校費について、教育総務課より説明を求めます。

小林教育総務課長。

○教育総務課長（小林 修君） お疲れさまでございます。

教育総務課の補正予算について説明させていただきます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費ですが、003の竜王小学校40万円から013の双葉西小学校費60万円につきましては、需用費の電気料と水道料の決算見込みによる増額補正になります。ただし、012の双葉東小学校費の1,047万9,000円につきましては、内訳といたしまして電気料と水道料の増額補正が100万円、それから、新年度に向けて2教室増加しますので、特別教室を普通教室に改修する工事請負費が680万円、備品購入費が267万9,000円の内訳となります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費ですが、003竜王中学校費115万円と004玉幡中学校費の75万円は需用費の電気料と水道料の決算見込みによる増額補正でございます。

次に、006敷島中学校費の99万円につきましては、内訳としまして需用費の電気料と水道料の増額補正が30万円と、それから、新年度に向けて1教室増加しますので、特別教室を普通教室に改修する工事請負費が69万円の内訳となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 続いて、第4項の学校給食費について学校教育課より説明をお願いいたします。

飯室学校教育課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） どうもご苦労さまでございます。

補正予算の説明に入る前に、2件報告事項がありますので、この場をおかりしてご報告申し上げます。

本日午前3時ごろ、玉幡中学校において機械警備をしておりますので、機械警備が発報いたしましたして、警備会社が急行したところ、ガラスが割れているのを発見したということがございまして、すぐに学校長に連絡が入って、校長と職員が学校へ駆けつけまして校内を確認しましたところ、放送室が3枚、木工室が5枚、プールの旧管理棟の1枚、計9枚が割られていたというふうな事案が発生いたしました。警察へ連絡をして現場検証も先ほど終わったようでございますけれども、現場検証もさせていただいております。

なお、木工室の中にその割れたガラスを貫通したんだと思われましても、軟式野球のボールが複数入っておりまして、外の側溝にバットケースが落ちていたということで、通常

そんなところにバットケースやボールがあるところじゃありませんので、野球部の顧問が確認をしたところ、玉幡中学校のバットケースでもないし、ボールはちょっとわかりませんが、バットケースについてはうちの中学校のものじゃないというふうな確認がとれましたので、隣にあります竜王中学校へ、うちの学校で、けさガラスが割られたんだけれどもというふうなお話をして、ほかに異常がないかというふうな確認をとったところ、竜王中学校の野球部の部室のドアが外されておりまして、中にあったボールとバットケースに入ったバットがとられているということが判明いたしました。

今、警察へもその話をしまして、その関連については今、捜査をさせていただいているところです。また、防犯カメラが設置してございますので、そのカメラの映像なんかも確認を行っているところでございますが、先ほど申し上げました放送室、木工室、プールの旧管理棟は直接カメラが向いているところではありませんので、周辺カメラに映るところを例えば犯人等が通った場合には映っているという可能性があります、今それを確認をしているところでございます。

以上が、ガラス破損事件が発生いたしましたので、ご報告をいたしました。

もう1件、11月30日土曜日の日に議員さん方にファクスでお知らせいたしました竜王北中学校のノロウイルスによる集団感染についてご報告をさせていただきます。

先日の29日の金曜日に1年2組の28人生徒いるわけですけれども、そのうち9名が欠席をして、朝、来たんですけれども、2人が吐き気がするということで2人早退をいたしました。養護教諭のほうから、いずれの生徒も吐き気がある、あるいは若干微熱があるというふうな状況の報告が教育委員会にございましたので、私どものほうで中北保健所へそんな連絡をしたところ、特定のクラスだけで、ほかのクラスからはそういった状況がございませんでしたので、食中毒ではないだろうというふうな判断だったんですが、一応念のために休んでいるその9名から検便をとって検査をさせてもらいたいというふうなお話がございませんので、土曜日の日に9人をお願いをして検便を出していただいたんですが、9人のうち4人しかとれなかったというふうなことで、その4人の検査をしたところ、いずれもノロウイルスが検出されたというふうなことでございました。学校では、その日のうちに1年生は3階に教室があるわけでございますけれども、その3階部分は全て消毒をしましたが、ノロウイルスだとわかった翌日には、全ての学校中を消毒をして、これ以上広がらないようにというふうな感染防止をいたしました。たまたま土日だったものですから、生徒は学校へ来ておりませんでしたので、消毒も全館職員がやったというふうな状況でございます。

月曜日になりまして、1年2組は5人欠席しておりましたが、その次の3日の火曜日は、もう全員が快方に向かって出席をして、その後欠席者はなかったものですから、12月6日の金曜日に中北保健所から連絡があつて、このノロウイルスの集団発生は終息をしたというふうな連絡をいただいたところでございます。

以上、ガラス破損事件とノロウイルスの集団感染について、ご報告をさせていただきました。

それでは、補正予算についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の22、23ページをお願いいたします。

10款教育費、4項学校給食費、2目学校給食費、001学校給食費の270万3,000円の増額につきましては、現在建設をしております竜王北小学校の給食室用の需用費及び備品購入費の補正でございます。新しい給食室はドライシステムの方式で現在建設をしているところでございますが、そのドライ方式のものに対応するための物品でございます。内訳は、下処理及び調理用の器具、清掃用具等の消耗品が142万5,000円、食缶、パン箱、防水用温度計等の備品購入費が127万8,000円の増額をお願いするところでございます。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 中学校費のところ、先ほど補正の電気料とか水道代という話だったんですけども、これはほかのあと2校ありますよね、中学校ね、これはどうしてないんですかね。

○委員長（米山 昇君） 小林教育総務課長。

○教育総務課長（小林 修君） ほかの学校は予算内の範囲内で行けるといふ計算見込みでございます。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 何か、でも、これは前年度かどうかわからないけれども、予算計上したとき、予算立てしているわけですよ。この何か理由があるんですか、ここの3校というのは、これだけ上がったという理由は。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 電気代につきましては、年度の、去年ですね、値上がりしたということもあります。水道料につきましては、夏暑かったので水まきとかが多かったと、そのような影響だと考えております。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、課長のあれだと、だったら、ほかのところは涼しかったのかという話になっちゃうんだね。じゃなくて、ほら、何か特別こうだという理由がないと、だって、もうおかしいでしょう、ここだけこういうように100万ぐらいふえているというのが、理由は何か特別な理由がないと、だって、じゃ、いいかげんな予算立てをしていたのかという話になっちゃうでしょう、そうなる。これが何か普遍的なものであればいいけれども、全部へこう通じるようなもので、こういうことでこうだったという話じゃいいんだけど、何か何となく説得力がないんじゃないんですかね。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 竜中の場合は、新しく給食室ができましたので、その影響もあろうかと考えております。あと、玉幡中、敷島中につきましては予算のほうの見積りもりのほうが、まだそのときの、その年度の前年の実績をそのまま予算化しましたので、その関係でことし不足になったということでございます。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） いずれにしても、そうすると、この予算を作成するときには十分気をつけてもらって、こういうことがないように、説明がしっかりできるような部分であればいいですけども、何かちょっとあやふやな感じがしましたので、ぜひ来年度はこんなことがないように、ひとつよろしくお願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 双葉東小学校の新年度の特別教室を普通教室につくるということなんだけれども、これについては生徒がどのぐらいふえるんですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 生徒が約30名ばかりふえます。教室のほうは2教室不足になるということでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうしますと、特別教室を改築して普通教室にするということなので、事業全体の中でその特別教室を普通教室にするということで、普通の教科はいろいろあると思うんですけども、その影響はないんですか、特別教室をつぶして普通教室にすることに關して。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 1つは、生活科室と特別支援教室を普通教室にかえるんですけども、生活科室というのは複数学級で勉強する場合、使うということですので、双葉東小学校の場合は廊下は広いところがありますとか、あと音楽室を利用するとか、そういうところで代用できるということでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、廊下が広いと言ったけれども、廊下で何か特別教室でやる授業をやるということですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 廊下が竜王の東小学校みたいな感じで、あそこはちょっと廊下が広いので、そういうところを利用したり、また別の特別教室を利用したりということでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） さまざまなところでそういう児童がふえて教室がないということなんだけれども、そういった部分でほかのことに關して影響がないように十分配慮して、学習する環境というものをやはりきちっと整えるような、そういう配慮を今後やっていただきたいと思いますけれども、よろしく願います。

委員長、もう1点。

○委員長（米山 昇君） どうぞ。

○委員（内藤久歳君） あと、敷中のほうでも特別教室やってふやすということなんだけれども、これはどういうあれですか、そういう理由というか背景というか、そういうのは。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 生徒数はそれほど変わらないんですが、学年で今度今までの3年生が5クラスあったのが6クラスになります。新しく1年生が今まで6クラスだったのが5クラスに減ります。差し引き同じなんですが、その教室の入り繰りの関係で1教室ふやさなきゃいけないということで、1クラスふやす予定でございます。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） いいですか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、内藤委員の関連なんですけれども、小学校費と中学校費の中で、先ほど工事請負費の中で、特別教室と特別支援教室のそれを普通教室にやっていくということを説明受けましたけれども、要は特別支援教室は必要ないという解釈でいいんですか。今はもう、今の時点は必要ないと。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 生活科室と特別支援教室を普通教室を普通にするんですが、それとともに児童会室というのがありまして、その児童会室を特別支援教室にしますので、特別支援教室も必要になります。説明不足で申しわけありません。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっとすみません、竜王南小学校で見えますと、これは100万見積もってあるんですね、電気、水道、で、これは電気と水道、どのくらいだかちょっと教えてください。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 電気が50万円、水道が50万円ということでございます。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 50万、50万、それでその下の竜王東小学校、これ30万なんだけれども、ちょっとこれはどういうふうなあれだ。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 竜王東小学校は水道代のみとなります。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっと竜王南小学校が100万で、水道とあれが50万、50万かかる、これはそれでいいとして、同じあれで小学校が30万だけの水道代のみという、それじゃ、電気はないんですか。30万の中で賄うんですか。電気はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 竜王東小学校の場合、電気は予算の範囲内で賄えるということでございます。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 賄えるには十分いいんだけど、じゃ、ちょっと同じ竜王南小学校でも電気料が50万、水道料も50万という、ちょっと何かかかるような気がするんだけど、何か特別電気も使っていてどうだとか、水道も使っていてどうだとかいうことがあるんですかね。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 先ほど中学校のほうでもご指摘受けましたように、前年度の実績をそのまま予算化しました。そのために不足になったということでございます。また、そういうのがないように努力していきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 答弁で努力していきますはいいんだけど、これだけの差が出ているということは、じゃ、南小学校にはこれだけ水盛るといことは何でこうなるのかということは疑問に思わないですかね。なぜというか、この30万と100万の差って、それじゃ、東小学校のほうは竜王東小学校のほうは立派だと思うんですよ、これだけでやって、一生懸命やってすごいなど。だけれども、じゃ、南小学校が50万、50万不足しているから出すって、何でこれだけ出さなきゃならんのか、どういうところをどうやって節約できるのかということは全然ないんですか。そこがちょっと僕は不思議だと思うんですよ。今までどおりの例でやっちまえというようなものでやっているようなもので、これは部長どうですか、答弁は、歯切れのいい答弁を。

○委員長（米山 昇君） 金丸教育部長。

○教育部長（金丸 博君） 今、私も聞いたところ、南小学校には、ことばの教室という中巨摩地区の障害者の方が集まる学校があるわけでございますが、そこでエアコンを、今回暑かったもんですからエアコンを使っていたという関係で電気料が伸びたんじゃないかというようなことで、そして、南小学校は芝生になっているんですね。その関係で散水のほうも使ったんじゃないかというようなことも考えられて、両方このような100万もかかってしまったという原因は、どこかその辺にあるんじゃないかというふうに考えております。それについて、今後は新年度に向かって十分予算のほうを精査した中で、来年このようなことのないようにやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 今の部長、その答弁はいいですよ。それで、節約して、こうだとい

えば、これはかかる分じゃしようがないということになるんだけど、水の問題、芝生の、あれもかなり古いものであって、水道水を使っているのはいいんですよ。でも、これだけでも芝生に対してこれだけという言い方はないんだけど、かかるのであれば、もうずっとだから、もう予算とってボーリングするとか地下水を使うとかということをしていかないと、ずっとこれはかかると思うんですよ。水まかんというわけにいかんのだから、そういうところをやはり部長考えてもらわんと、僕はそう思うんですよ。これは削減できないと思うんですよ。どうですか、その辺の考えは。

○委員長（米山 昇君） 金丸部長。

○教育部長（金丸 博君） 内容的にもう一度精査した中で検討していきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費、第2項小学校費から第4項学校給食費までの審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第6項社会教育費について説明を求めます。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） お疲れさまでございます。

それでは、生涯学習文化課から12月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書24ページ、25ページになります。お願いいたします。

10款教育費、6項社会教育費、2目公民館費になります。2目公民館費142万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

内容につきましては、015地域ふれあい館管理運営費、吉沢地域ふれあい館の遊具撤去工事とグラウンド照明改修工事になります。吉沢地域ふれあい館は、吉沢小学校の跡地にあるため、校庭にあった遊具をそのまま使用しておりましたが、老朽化が著しく、安全が確保できないため撤去をするものです。また、グラウンドの夜間照明灯4本のうち1本が古い木柱であり、ことし台風や雨風の強い日何日もあり、揺れが強く危険であるため、支柱をコンクリート製にする改修工事でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 吉沢の遊具の撤去というんですけれども、これの使用状況というか、全く今まで使われてなかったのか、それとも子供たちがそこにいて遊具を使っている遊んでいる、その状況といいますかね、使用状況というのはどんな状況なんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 今、遊具が置いてあるところがフェンスの近くであるため、強くブランコを揺らしてしまうとフェンスのほうにも近づいてしまうということなので、そんなに利用はないということでした。ただ、あそこは子供クラブが盛んなところで、キャンプとかいろいろなことをするとき若干乗ったりとかということは聞いておりますが、ほとんど使用はないようなことを聞いております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そのことについては執行側の判断なんですけれども、やはり地域のそういうことに関して撤去しますよというふうなことに関して、地域のほうではどんなやりとりをしたのか、意見を聞いて地域のほうで了解していただいて、そういうことに措置に踏み切ったのか、その辺のところはどうですか。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 遊具につきましては地域のほうから要望が出てまいりました。一応8月の初めごろでしょうか、そちらのほうから遊具等もちょっと危険であるから、撤去とかいかがでしょうかということで、8月26日から27、29、10月に入って、また

話し合いを持ちまして、館長と、あと地域の方からお話を聞いて、このような状況になっております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、これで社会教育費の審査を終了します。

次に、第7項保健体育費について、スポーツ振興課より説明を求めます。

望月スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 大変ご苦労さまです。

スポーツ振興課から補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書24ページ、25ページをお願いいたします。

第10款教育費、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費、016梅の里クロスカントリー大会実行委員会補助事業につきまして30万円の増額補正をお願いするものです。来年2月23日の日曜日に行われます甲斐梅の里クロスカントリー大会は、第10回目の開催となります。ご承知のとおり甲斐市は来年、合併10年ということでさまざまな記念事業を検討しておりますけれども、梅の里クロスカントリー大会については市制10周年記念プレイベントとして位置づけて、例年以上の大会にしたいと考えております。

内容につきましては、5キロコースに仮装の部を設け、ユニークな仮装ランナーによりまして大会を盛り上げてもらうこと。また、山梨学院大学の陸上競技部の選手を招待選手として出場してもらうなど、検討しております。それらにかかわります経費につきまして、補助金の増額をお願いするものです。

続きまして、第2目体育施設費、009玉幡公園総合屋内プール運営費につきまして13万9,000円の増額補正をお願いするものです。11節需用費79万9,000円は、施設の修繕3件に伴うものであります。まず、1点目は、館内で使うお湯をためておくタンクがありますけれども、そのタンクが60度に設定をされております。その60度を下回れば自動的にお湯が巡回するというものなんですけれども、自動制御機器が故障したため、修繕を行うものです。次に、空調用に使っています冷温水ポンプというものがあまして、その部分のインバー

ター制御部分が故障をしたため修繕を行います。それから、もう1点は、井戸水をくみ上げてためておくタンクがございますけれども、それを管内のところに送水するタンクなんですけれども、そのポンプが1台故障しておりまして修繕を行うものであります。15節工事請負費51万円につきましては、利用者のほうから要望がございまして、歩行用のプールに出入り口がございます。階段部分になっておりますけれども、安全対策のために手すりを4本増設をするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） ちょっとお伺いします。

016のこの梅の里クロスカントリーに関係することなんですが、私は直接携わってはないんですが、ちょっと聞いて話ですと、豚汁か何か出していますかね。非常に好評で、おいしくて、皆さん大変参加者は喜んでいるんですが、つくる側が、つくるほうが非常に今、大変——大変というのはちゃんと材料も全部出していて、大会のほうから、それでやっていただくというのであればいいんだけど、何かちょっと足りないのか、材料とかをちゃんと提供されているかどうかとか、そういったことでちょっと大変なんだというのを聞いたことがあるんですよ。1回調べていただいて、私もこれは聞いた話ですので、自分が直接ではないので、聞いていただいて、もし必要であって皆さん喜んでいただくので経費もかかるかもしれませんが、やはりきちんとそういったところもやっていただいている方にもしっかりと対応していただきたいな、提供しているほうですね、誰が提供しているとか調べていただいて、お願いしたいと思うんですが、もし、わかれば今お話を聞かせていただきたい。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 昨年の大会で、何か内容といたしますか、具の部分で少し不足しているところがあったというふうに聞いております。来年の2月の大会は第10回と

ということで、例年より盛り上げていきたいという考えでいますので、その分は十分配慮した形で対応したいと思っています。よろしくをお願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第7項保健体育費までの審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第2款総務費、第2項徴税費について一括して説明を求めます。

初めに、第2項徴税費のうち税務課所管の事業について説明を求めます。

小田切収納課長。

○収納課長（小田切 聡君） ご苦労さまです。

まず、補正予算説明書の12ページ、13ページになります。

中段下になりますが、この2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費につきましては、税務課と収納課の関連がありますので、私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、内容につきましては、説明欄の013、これにつきましては収納課が関係する諸税徴収費の減額でございます。

それから、014市税還付金につきましては税務課が所管する還付金でありまして、補正前の1億7,343万4,000円から78万1,000円を増額し、1億7,421万5,000円とするもので、財源は一般財源でございます。

中の内容になりますと、013につきましては報償費ということで前納報奨金に関する額が確定したということで151万9,000円の減額でございます。

それから、23償還金、利子及び割引料につきましては230万が還付金ということで、法人税の還付金の関係でございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、014の市税還付金、先ほど課長が説明した法人税の230万、これは件数は何件ぐらい。

○委員長（米山 昇君） 齊藤税務課長。

○税務課長（齊藤 積君） 法人市民税の関係ですけれども、9月末で件数としては93件でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） じゃ、その013ですね、この件に対して報償金、前納報奨金ですね、これがマイナスになった部分は件数はどのぐらいに対応するんですかね。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○収納課長（小田切 聡君） この前納報奨金の額につきましては、ちょっと9月の委員会のほうにも説明してございますが、全体で報奨率60.22%ということで4,171万5,000円ということで額が確定しました。しかしながら、本来ですと当初が4,598万2,000円ですから、221万9,000円を減額予定したところ、やはり収納課のほうも年金特徴の関係が多くございまして、例年800件のところが今度は1,000件になったということもお話をさせていただきましたが、その関係で一部70万を償還金のほうに流用させていただきまして、221万9,000円から70万を引いて151万9,000円の減額ということでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。いいですか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑も終了いたします。

これで第2款総務費、第2項徴税費の審査を終了いたします。

以上で歳出の質疑は終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 31 分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、歳入について審査を行います。

第1款市税について説明を求めます。

斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤 積君） それでは、歳出に続きまして歳入の市税の補正について説明させていただきます。

補正予算の説明書の3ページをお願いいたします。

1款の市税につきまして、補正額2,200万円増額いたしまして市税の総額を84億4,770万3,000円とするものであります。

内訳の項目につきましては、6ページ、7ページをお願いいたします。

1項の市民税、1目の個人、1節現年課税分につきまして7,300万円を増額し、個人の総額を36億9,195万4,000円とするものでございます。これは現段階での調定額をもとに年度末までの見込みにより補正を行うものでございます。

続きまして、2目法人、1節の現年課税分を4,200万円減額し、法人の総額を3億5,108万3,000円とするものであります。これも現段階での見込みであります。

次に、2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年課税分を900万円減額し、36億6,257万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、土地の部分が120万円の、それから、家屋が440万の増額でございます。償却資産のほうが1,460万円の減額となります。いずれにいたしましても、現段階での調定額をもとに年度末までの見込みによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 現在見込みということですが、所得割額7,000万、それから、法人税割額4,000万ということの主な理由がありましたら教えてください。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○税務課長（斉藤 積君） 個人の所得につきましては、所得割7,000万円と均等割300万円の増でございますが、納税者の数というのは昨年とそんなに変わっていません。ですけれども、1人当たりの納税していただく金額が少し上がっているというような状況で、それほど大差はないんですけれども、3万人とか、そういう4万人の人、納める中で若干納付額が多かったり少なかったりすると、このくらいの金額の上下は出てくると思います。

それから、法人の場合、法人はご存じのように均等割額と所得割額がございます。先ほどの過年度還付でも同じですけれども、予定納税していた部分が決算打つと減額ということで予定納税した部分をお返ししなきゃならんと、そういうことで過年度還付のほうの予算を同額をお願いしたわけなんですけれども、同じように今回決算、いわゆる3月決算の場合は4月、5月末までに報告来ます。そうして、今度9月、そうすると、10、11月末に報告、決算のこれが来ますから、そういうのを推移見ますと、全部が3月、9月の決算ではございませんけれども、その推移を見ると、どうしても減額傾向にあるために、これをもとに市では予算を、出のほうの予算もこれをもとにつくっておりますので、早目に入のほうの減額のほうの補正をさせていただくということで今回お願いしたわけです。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。よろしいですね。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第1款市税の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第14款国庫支出金から第21款市債まで一括で説明を受け、質疑を行います。

当局の説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

一般会計の補正予算の歳入につきまして一括でご説明をさせていただきたいと思っております。

各所管のほうで、それぞれ歳出に合わせまして歳入のほうの説明もあったことと存じますが、私のほうからは一括ということでご説明をさせていただくところでございます。

予算説明書につきましては、6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、14款国庫支出金でございます。1項の国庫負担金、2目の民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金につきましては4,891万6,000円の補正増でございます。障害者自立支援医療費負担金につきまして、福祉課におきましては助成対象者の増加から給付費を183万2,000円増額計上しておりまして、その2分の1に当たります91万6,000円を国庫負担金として補正するものでございます。また、障害者の自立支援給付につきましては、各種介護給付費、それから、訓練等の給付費の増加が9,600万円ほど歳出のほうでございます。それに対します2分の1を補正をするものでございます。

続きまして、2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金です。1節の社会福祉費補助金となります。地域生活支援事業費補助金につきましては、相談支援事業、それから、意思疎通支援事業、手話通訳になりますが、その事業の利用者の増加、また社会参加促進事業としましての自動車改造助成事業、これらの増額補正をしておりまして、その事業費の2分の1に当たります71万2,000円をこの項目で増額補正するものでございます。

2節の児童福祉費補助金につきましては、次世代育成支援対策交付金が平成27年度から本格施行となる子ども・子育て支援法の円滑な活用と事業移行を目指しまして、安心こども基金事業へ組み替えを行うものでございます。789万2,000円を減額をいたしまして、安心こども基金事業費補助金のほうに移行するものでございます。

母子家庭等の対策総合支援事業補助金478万5,000円につきましては、これまで安心こども基金事業の補助金としまして計上しておりましたが、逆に児童福祉費の国庫補助金のほうに組み替えられるものでございます。この組み替えのことでございますが、県補助金のほう

にも出てくることとなりますが、新制度のもと、給付事業となるべくものを安心こども基金事業補助金対象としまして、それ以外のものを国庫のほうにということで区分を改めて直したものと考えられます。

社会資本整備総合交付金1,900万円につきましては、敷島保育園、敷島子育てひろば、これらの建設事業の外構工事3,800円になりますが、これに対します敷島中心拠点地区の都市再生整備計画に基づきます2分の1の補助金の収入となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

15款の県支出金、1項の県負担金、2目の民生費県負担金、1節の社会福祉費負担金でございますが2,445万8,000円でございます。障害者自立支援医療費負担金45万8,000円、障害者の自立支援給付費の負担金が2,400万円、それぞれにつきましては国庫支出金の際にご説明を申し上げましたとおりです。対象の扶助費を増額していることから、県負担金の4分の1に当たります負担金となりまして、合わせて2,445万8,000円を増額補正をするところでございます。

2項の県補助金、2目の民生費県補助金、1節の社会福祉費負補助金101万円でございますが、地域生活支援事業の補助金55万6,000円、まず1項目ございます。国庫支出金の際にもやはりご説明申し上げましたとおり、相談支援事業、それから、意思疎通支援事業、これらの利用者の増加によります補正増額をしていますから、その県負担金の4分の1に当たります負担金として、合わせて55万6,000円を予算計上するものでございます。

なお、この中で社会参加促進事業としまして自動車購入費の助成、この補正につきましては県補助金が2分の1となっております。

難病患者等の居宅生活支援事業費補助金23万7,000円の減額につきましては、平成25年4月から施行されました障害者総合支援法に伴いまして、新たに難病患者、これも障害者に位置づけられまして、幅広く障害福祉サービスを受けられるということになったため、その予算計上額を減額するものでございます。

次に、在宅医療推進協議会設置事業補助金69万1,000円につきましては、地域におけます在宅医療の多職種連携の推進を図るというための協議会を設置する研究経費としまして、県のほうから10分の10で補助金を活用し、実施するものでございます。

2節の児童福祉費補助金811万円につきましては、特別保育事業等の補助金、これが1,839万2,000円の減額になりますが、保育士等の処遇改善臨時特例事業としまして予算計上しておりましたが、やはり同じく次世代の育成支援対策交付金が平成22年から本格施行

ということで、支援法の円滑な活動を事業移行を目指しまして、安心こども基金事業へ組み替えるための減額となっております。

安心こども基金の事業費補助金につきましては、逆に2,650万2,000円増額しておりますが、これにつきましては組み替えをした内容でございます。内訳につきましては、国庫補助金の子育て支援交付金789万2,000円の組み替えの増、これにつきましては母子家庭等の対策総合支援事業補助金478万2,000円で、これまで安心こども基金事業補助金としまして計上しておりましたが、児童福祉費の国庫補助金のほうに組み替えるために478万2,000円を減額したものでございます。

次に、特別保育事業の補助金につきましては1,839万2,000円の組み替え増でございます。これもやはり新システム制度にかかわります電子システムの構築事業としまして500万円の増額となりまして、差し引きで2,650万2,000円の増額補正となったところでございます。

3目の衛生費の県補助金です。1節の保健衛生費の補助金につきましては、地域医療救援体制整備事業補助金1,362万6,000円でございます。大規模災害におきまして市が設置します市内の3カ所の医療救護所、3つの保健福祉センターになりますが、その耐性強化を図るために県から10分の10の補助金を活用しまして、医療救急用具を整備するものでございます。

5目の農林水産業費県補助金、3節の林業費補助金につきましては、造林事業費補助金287万5,000円の増額補正でございます。双葉大垓地区または団子新居のそれぞれ地区の周辺の山林の松くい虫の防除事業に対します県の補助金10分の7を活用するものでございます。

19款の繰越金の補正につきましては、平成24年度の決算に基づきまして既に決算剰余金が12億212万1,000円となっております。確定しておりますので、当初予算計上分が4億円ございますので、この4億円を除いた残りの繰越金8億212万1,000円を補正するものでございます。

次に、20款の諸収入の5項の雑入、1目の雑入、1節の総務費雑入でございます。土地改良区の総代選挙委託金34万3,000円となりますが、平成26年4月執行予定の竜王土地改良区の総代選挙の準備にかかわります改良区からの委託金でございます。

2節の民生費雑入、障害支援区分開発にかかわりますモデル事業費の補助金10万5,000円です。これにつきましては、モデル的に障害支援区分の施行的な審査判定を行うための審査委員報酬の補助金であります。

次に、3目の過年度収入、ページは10ページ、11ページになります。

1節の社会福祉費負担金過年度収入357万4,000円につきましては、平成24年度の障害者自立支援医療費負担金の精算に基づきます不足分241万8,000円の収入となります。また、平成24年度にかかります支援給付費の精算に伴います不足額115万6,000円の収入も合わせて計上させていただきました。

21款の市債、1項の市債、7目の土木債でございます。2節の都市計画事業債600万円の減額につきましては、緊急防災減災事業の制度の改正によりまして対象事業の変更に伴いまして、下水道事業会計で借り入れになったことによりまして一般会計での起債の繰り出しを減額するものでございます。この金額につきましては、特別会計の下水道特別会計のほうで借り入れることとなります。

次に、28ページをお願いいたします。

地方債の現在高調書であります、今回の補正によりまして(7)の土木費につきまして600万円減額しまして2,250万円となります。平成25年度末の残高につきましては、現在のところ16億7,594万8,000円ということで、合計では277億8,330万5,000円となる見込みでございます。

以上、歳入のほうの一括説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長(米山 昇君) 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員(松井 豊君) 6、7ページで障害者自立支援給付費負担金ですが、全額で9,600万円の増ということで、これによって最終的に幾らになるのか、それから、対象者は大体何人か、参考に。

○委員長(米山 昇君) 坂本企画財政課長。

○企画財政課長(坂本太久己君) 申しわけありません。そこまでちょっと詳しい資料は持ち合わせてないんで申しわけないんですが、後で申しわけないんですが、説明をさせていただきますが、全体の4分の3をそれぞれ県費、それから、国のほうで負担するというので収入をするものでございます。数値的については後ほどご説明させていただきたいと思っております。

○委員長(米山 昇君) ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） じゃ、後で構いませんので、その医療費、その上の医療費についても人数と最終金額をお願いします。

○委員長（米山 昇君） じゃ、後で。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で歳入の質疑を終了いたします。

これより議案第71号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 零時00分

○委員長（米山 昇君） 会議を再開いたします。

次に、今定例会初日に付託されました請願について審査を行います。

初めに、請願第25－5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員より請願の内容説明等をお願いいたします。

長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） それでは、よろしくをお願いいたします。

請願文書を朗読させていただき、説明とかえさせていただきたいと思います。

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願です。

請願者は請願文書のとおり、7名の団体になっております。

紹介議員は、私、長谷部と内藤議員の2名であります。

請願事項につきましては、消費税増税にあたり、複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を実現することとなっております。

請願理由を申し上げます。

新聞は、日本国内外で起きるさまざまなニュースや情報を正確に伝え、多角的な意見や評論を提供しております。民主主義社会の中で住民が正しい判断基準を持つためには、いろいろなジャンルの情報が容易に入手できる環境が必要です。

近年は、文字離れや活字離れによるリテラシー（読み書き能力、教養や常識）の低下が問題となっています。知的レベルや社会への関心が衰えれば、国力の低下や国際競争力の減退にもつながる恐れがあります。

現在、日本政府は、景気回復に向けた経済政策を展開しています。来年4月以降に予定されている消費税増税もその一つです。

欧州各国では新聞や一定の要件を備えた出版物には、民主主義を支える公共財としてゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者負担を軽くしています。

「知識には課税せず」「新聞には最低の税率を適用すべし」という認識は、欧米諸国ではほぼ共通しております。

私たち新聞販売店は毎朝新聞を戸別配達し、多くの方に社会や政治に関心を持っていただくことで国力の維持や向上に貢献していると自負しています。安定した購読料収入を得る中で戸別配達網という知的インフラを維持し続けていきたいと考えています。

一般家庭の所得が増える見込みがない中で消費税増税は、家計を圧迫し、民主主義を支える基盤である新聞の購読中止を招くことを懸念しています。

消費税増税により、リテラシーの低下に拍車がかかり、社会的・経済的弱者にその傾向が強く出るようになれば社会的・経済的な格差は広がり、社会不安を招きます。

政府は課税品目に例外をつくることに慎重のようですが、品目ごとに複数税率が導入されている国は少なくありません。私たちは複数税率の導入と新聞への軽減税率の適用を強く願います。

つきましては、甲斐市議会として上記請願事項を決議いただき、地方自治法99条の規定により国に請願事項について意見書を提出していただきたくお願いいたします。

請願の意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣となっております。

以上で説明を終わらせていただきますが、何とぞご採択いただけますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより、内容等につきまして紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 複数税率の導入ですが、その中で新聞も押さえてくれと、こういうことなんですが、複数税率のこの中身もうちょっと具体的に何かあるんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） 今回の請願につきましては、まず、複数税率を導入するということが大前提となっておりますので、そういう意味でこの新聞以外に食品だとか、いろいろ話題には上っていますけれども、そういうことではなく、今回は複数税率をまず導入していただいて、中でもその新聞の軽減税率をお願いしたいという旨ですので、ほかの軽減税率についてはこの場では私のほうから説明はできないところでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、それでは、紹介議員に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより本請願についてそれぞれ各委員のお考えをお聞かせ願いたいと思いますので、順次意見を述べていただきたいと思います。

じゃ、最初に、斉藤副委員長から順次お願いいたします。

斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 複数税率、軽減税率の導入については、私たち庶民にとっては消費税アップという段階で検討してもらおうということは必要不可欠だと思っています。事務作業が複雑化するか、そういう問題点の解決する部分はいろいろあるとは思いますが、新聞への導入はそれらの先駆的なことになろうかと考えられ、不採択という理由はないというふうに思っています。

よって、採択としたいと思います。

○委員長（米山 昇君） わかりました。採択としたいと思いますのようです。

○委員（斉藤芳夫君） お願いします。

○委員長（米山 昇君） じゃ、続きまして、有泉委員。

マイクをお願いします。

○委員（有泉庸一郎君） この軽減税率の適用ということなんですが、そもそもこの軽減税率と複数税率、消費税を上げるという前提のもとでは、その社会保障と税の一体改革ということで始まっているわけですね。この軽減税率を今、最近、きょうも何かテレビとか新聞でもいろいろ議論はしていましたが、まだ結論としては、項目としては出ていない状況なんですよ。一番ここで軽減税率というのが、要するに、低所得者に対する対策として軽減税率とか複数税率というのが考えられているわけですね。そうであれば、その辺の議論がまだないうちに、俺は新聞をとというのは、どうかなというような気がするんです、僕個人はね。だから、もっとそうしないと、今回消費税を上げたって何にもならないわけでしょう、こういうものがいっぱい出てくればですよ、新聞に限らずですね、そういうものを検討していかないと、要するに税収自体がというか、財源自体をふやそうと思ってやっているのに、そういうもので減っちゃえば、いや、これが新聞がいいとか悪いとかではなくてですよ。そういう議論をしっかりした中での請願でないと、僕はうまくないような気がします。

だから、もう僕は継続ということで、もっと議論してからということですよ。

○委員長（米山 昇君） 継続という意見でございます。

では、続きまして、松井委員、マイクを押ししてください。

○委員（松井 豊君） 私の結論は、不採択ということですよ。

我々は従来から消費税が庶民増税になるということで反対はしてきましたが、特に理由を述べさせていただきたいのは、欧米では確かに複数税率があります。その結果として、計算すると、大体は素人でもわかりますが、おおむね日本の5%、大差はない方は、10から20というのはあくまでもゼロに対する課税ですから、平均しますと非課税とか無税というのがありますから、そういった面でそういう複数税率はあります。

ただ、日本の新聞が一貫してそういう問題を取り上げなくて、欧米よりずっと安いから増税が可能だという、こういう論調をはってきたというのは非常に憤慨しているところでして、自分たちだけ対応してくれというのも、これもちょっと虫がよ過ぎるなど率直に思いますので、継続というよりは基本的には不採択と考えます。

○委員長（米山 昇君） わかりました。

続きまして、じゃ、名取委員。

○委員（名取國土君） 私は結論的には、これは……

○委員長（米山 昇君） マイクを。

○委員（名取國土君） 採択。この消費税を3%上げるのに対していろいろなことが言われていますけれども、いろいろな軽減税率ということは10%になったら適用するとかというのが濃厚らしいんですよ。でも、私はこれはやはり今3%上げるときに、やはりみんなが読むこの新聞、やはりこれは軽減税率の対象として採択してもらいたいと思います。

○委員長（米山 昇君） わかりました。

じゃ、続きまして、内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 私も当然紹介議員ですから、賛成の立場には変わりないですけれども、他市、あるいは他県等の状況を見ますと、10月の時点でございますが、全国で3県68市、34市町村の計105議会に達しているというふうな全国的な状況もありまして、この件については請願の趣旨を理解する上で採択ということで行きたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 最後になりますが、猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 複数税率の導入については、今後いろいろな難しい点があるとは思いますが。ただ、今回のこの請願については私は採択でよいと思いますので、採択をお願いします。

○委員長（米山 昇君） 一応皆さんの意見をお伺いいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 1 1 分

再開 午後 零時 1 2 分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、意見が異なっておりますが、採決を行っていきたいというふうに思っております。

請願第25－5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願について採決をいたします。本請願は起立により採決をいたしたいと思っております。

初めに、継続審査とすることについてお諮りをしたいと思います。

お諮りをいたします。本請願について継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

賛成者1名でございますので、これは継続審査としないことに決定をさせていただきます。

次に、お諮りをいたします。本請願について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

賛成者4名ということでございますので、過半数でございますので、よって、本請願は採択とすることに決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 1 4 分

再開 午後 零時 1 4 分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど採択されました請願は、関係機関へ意見書の提出が求められておりますので、これより意見書案について協議をいたします。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） それでは、意見書について、朗読で説明にかえさせていただきます。

新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願（案）

新聞は、日本国内外で起こるさまざまなニュースや情報を正確に伝え、多角的な意見や評論を提供しています。民主主義社会の中で住民が正しい判断基準を持つためには、いろんなジャンルの情報が容易に入手できる環境が必要です。

近年は、文字離れや活字離れによるリテラシー（読み書き能力、教養や常識）の低下が問題となっています。知的レベルや社会への関心が衰えれば、国力の低下や国際競争力の減退につながる恐れがあります。

現在、日本政府は、景気回復に向けて経済政策を展開しています。来年4月以降に予定されている消費税増税もその一つです。

欧州各国では新聞や一定の要件を備えた出版物には、民主主義を支える公共財としてゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者負担を軽くしています。

「知識には課税せず」「新聞には最低の税率を適用すべし」という認識は、欧米諸国では共通しています。

一般家庭の所得が増える見込みがない中での消費税増税は、家計を圧迫し、民主主義を支える基盤である新聞の購読中止を招くことを懸念しています。

消費税増税により、リテラシーの低下に拍車がかかり、社会的・経済的弱者にその傾向が強くなるようになれば社会的・経済的な格差は広がり、社会不安を招きます。

政府は課税品目に例外をつくることに慎重のようですが、品目ごとに複数税率が導入されている国は少なくありません。

よって、次の事項の実現を強く要望します。

1 消費税増税にあたり、複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日、山梨県甲斐市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） ただいま事務局より意見書（案）について説明が終わりました。

この意見書（案）について、修正とかご指摘等がありましたら修正もしていきたいと思っておりますが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

小澤書記。

○書記（小澤 明君） すみません。1カ所訂正をお願いしたいんですけれども、この「求める請願」でなくて「意見書」にちょっと訂正をお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） この請願のタイトルね。

○書記（小澤 明君） タイトルのところですよ。

○委員長（米山 昇君） そのようにお願いします。意見書ですので。

○書記（小澤 明君） たびたびすみません。「採択を求める請願」を削除していただきたいと思っております。

○委員長（米山 昇君） 軽減税率適用を求める意見書で（案）です。ということでご訂正をお願いいたします。

ご意見等ございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 1点だけちょっと、これよくわかんないんですけども、3行目ですね。

「判断基準を持つためには、いろんな」ってあるんですけども、これは普通ですかね。

「いろいろな」のが聞きいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。「いろんな」という言葉がそのままいいのかなのか。

○委員長（米山 昇君） 「いろんなジャンル」ですね。「いろいろなジャンル」……

〔発言する者あり〕

○委員長（米山 昇君） どうですか、別におかしくもないよね。「いろいろ」という言い方もあるし、「いろんな」というのも、いろんな情報ということも間違いじゃないと思いますが。

〔発言する者あり〕

〔「公共財というのは財産の財でいいの」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 何行目ですか。

〔「財産の財でいいの」「公共」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 公共財ね。これは財産という意味だと思います。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは、この意見書（案）については協議を終了いたしまして、また後ほど意見書へ署名をお願いいたします。

それでは、以上で本委員会に付託されました議案及び請願の審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては慎重審査大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。
ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時 21分

再開 午後 零時 22分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほどの補正予算の審査の中で後ほど報告するという部分がありましたので、
企画財政課長のほうから報告を求めたいと思います。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変失礼をいたしました。

貴重なお時間をいただきまして、後ほどということの数字のほうを説明をさせていただき
たいと思います。

松井委員のほうからご指摘がございました人数とか金額の関係ですが、自立支援給付事業
費につきましては、今回補正をしまして補正後の金額が9億2,787万2,000円となりまして、
それぞれの利用人数でございます。給付人数でございますが、内訳でございます。介護給付
費につきましては475人、訓練給付につきましては198人、児童通所支援につきましては112人
ということで、それぞれ見込んだ後の補正額ということになりますので、よろしくお願いを
いたします。

それから、自立支援医療事業のほうですが、医療事業につきましては補正後の金額は
7,151万9,000円となります。利用給付の医療の人数でございますが268人ということで、件
数的にはおおよそ見込みますと3,297件ということで補正のほうをさせていただいたとい
うところでございます。

以上、報告のほうをさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（米山 昇君） どうもありがとうございました。

それでは、お手元にあります報告案件の事項の1点目にあります、敷島庁舎地中熱ヒート
ポンプシステムについてを報告を願います。

中込敷島支所長。

○敷島支所長兼市民課長（中込照子君） お疲れさまでございます。

最初に、申しわけありません。前のご報告させていただきました節電の関係の回答になりますが、「使えば使うほど削減の効果が多くなる」ということを、申しわけありません。訂正させて、削除させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、委員会資料1ページをお願いいたします。

敷島庁舎地中熱ヒートポンプシステムについて、ご報告させていただきます。

地中熱ヒートポンプシステムを維持管理していくための保守委託料といたしまして、平成25年度は本体点検（機器点検作業）年2回、予算額10万800円、運転データ収集（運転期間3カ月ごと）、データ解析、予算額4万2,000円、合計14万2,800円を計上いたしました。

平成26年度以降は、本体点検（機械点検作業）年2回、運転データ集積（運転期間3カ月ごと）、データ解析等、予算計上が必要になります。

なお、運転データ集積、解析等につきましては、利用状況を報告することが補助金交付の条件になっております4年間を経過すれば任意になりますので、データ等必要がなければ予算計上も必要がなくなります。

不凍液の補充は適宜、入れかえは10年前後となりますが、適時補充を行えば、それ以上もつ見込みになっております。単価は1リットル約150円ぐらいになります。

熱源循環ポンプのパッキン交換は3年から5年ぐらい、1万5,000円から2万円ぐらいになります。

次に、省エネ効果といたしまして、空気熱源ヒートポンプ（エアコン等）と比較しての年間削減量は、平成24年度は実稼働1,102時間、消費電力量2,913キロワット時、削減額、約6万5,700円、二酸化炭素排出量1,340キログラムCO₂削減になりました。平成25年10月30日までは、実稼働514時間、消費電力量904キロワット時、削減額、約2万4,650円、二酸化炭素排出量418キログラムCO₂削減になります。

また、外気に冷房排熱を放出しないためヒートアイランドの抑制効果がある。強制空冷のためのファンがないため、騒音が生じない。地中温度は年間を通じまして、ほぼ一定のため、熱交換が容易であり消費電力を抑えることができる効果があります。

次に、PPSにつきましては、10月1日から電気供給の変更になりました。請求書は1月になりますが、おおむね約5%削減の見込みになります。

地中熱ヒートポンプの特徴であります省エネCO₂排出量が抑制できる等、環境に配慮した事業であることをご理解をしていただきたいと思います。

以上、敷島庁舎地中熱ヒートポンプシステムについての報告になります。

○委員長（米山 昇君） 前回の総務教育常任委員会に一度報告をされまして、もう少し詳しくということで、改めてきょうまた、報告をしていただいたものでございます。

説明に対しまして、何かお聞きしたい点等ございましたら、お願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、②のところの省エネ効果のところ、この削減額が6万5,700円となっていますよね。これ何から何を引いたものなんですか。

○委員長（米山 昇君） 保坂係長。

○庶務係長（保坂和也君） まず、地中熱ヒートポンプ、地中熱の電気料金に対しまして空気熱源のヒートポンプを推計した料金と比較をして、地中熱のほうが6万5,700円削減になっているということでございます。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） これ要するに、通常使っているエアコンの話ですよ、そういうことですよ。それはそれでいいんだけど、その前、委員会でお聞きしたのは、そればかりでなくて全体的な、要するに、設備も6メートル、例えばこの地中熱のヒートポンプというやつは、要するにボーリングしなきゃできんわけでしょう。そうすると、普通のエアコンなら、ひょっと持ってきてつけばいいわ、そういうものの費用対効果というか、その比較した場合、どっちがどうだというやつを、電気料がどうのこうのじゃないんですよ。電気料ばかりじゃないんですよ。だって、全体の話でしないと、初期投資が物すごくかかっているやつのほうがいいとは言い切れないでしょう。そういうことを言っているんですよ。だから、そのためにヒートポンプというのは、じゃ、こういうことがこうでいいんだよ、それを今後またいろいろな大学とも提携しながら、それが効率よく費用対効果になるような、そういうものに変えてやっていけばいいんじゃないかということなんだけれども、ただ、根拠としてそういうものがなければ、どこを基準にして、どういうふうと比較なんかできないですよ。

○委員長（米山 昇君） どうですか。

○委員（有泉庸一郎君） ということです。だから、それをわかりやすくしてもらえればね、あんまり小難しく、こんないろいろどうのこうのなんて。

○委員長（米山 昇君） 休憩して……

○委員（有泉庸一郎君） 今すぐは、恐らく出んでしょうから、いいですよ、また後で。

○委員長（米山 昇君） 当然まだ新しいシステムで補助金もあります、2分の1ですか、そ

ういうことで推進をして、まだ検討段階というか、国も4年間だから、報告をしてデータを集めたいと、こういうことのようなので、なかなか比較といっても難しい部分がございますが、どうでしょうか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） ここに書いてある冷房を排熱をしないというのも、これも一つの効果ですよ、ここにある、これはわかるんですよ。だけれども、普通の要するにエアコンと、もちろん効果としてこういうものも当然アピールしなきゃいけない部分でしょうけれども、ただ、単純にやはり費用対効果というものであれば、僕もさっき言ったようなものがないと、わかりづらいんじゃないですかね、一般の人はわからないですよ、多分、そういう意味合いでお願いしたいということなんです。早急に、あした出せとか、あさって出せという話じゃないから、ぜひその辺を当然研究してもらいたい。今、委員長が言われたように、やはりそういうものやっておかないとまずいんじゃないんですかね。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと26年度以降ということで、機械点検作業って、これは費用はかかるんですか。

○委員長（米山 昇君） 中込支所長。

○敷島支所長兼市民課長（中込照子君） 機械の点検につきましても費用のほうはかかります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） どれくらいかかるんですか。半年に1回。

○委員長（米山 昇君） 中込支所長。

○敷島支所長兼市民課長（中込照子君） 予定額といたしまして10万800円くらいかかるんじゃないかと予想しております。

以上です。

○委員（内藤久歳君） この上に書いてあるね。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 26年度以降ということですがけれども、補助金の関係で4年間を経過すれば任意ということなんですけれども、これはこのデータの集積として多少費用がかかるかもしれませんけれども、継続的にやってもらいたいというふうに思いますので、これは要望で結構です。

○委員長（米山 昇君） 先ほどから有泉委員とか内藤委員も、いろいろなご意見等出されて

いましたけれども、当然、今ここでデータも持ち合わせてないでしょうし、ただ、ヒートポンプと比較してこれだけの電気料が安くなっているという比較がしてあるわけですから、このヒートポンプ、これだけの熱源を出すための普通の空気熱を使うヒートポンプだと幾らかかるかというようなことは出ると思いますので、また、そういうものも調べていただいて、この投資額と比較してどうなのか、もちろん補助金とかそういうものがありますけれども、そういうものはまた次回といいますか、出た段階で折に触れて報告もしていただきたいと思っております。

ほかに、じゃ。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） これだけのデータといっても前回からもつながりがあることですから、こういうデータを踏まえて、今後保育園の建設に当たって、こういうシステムがいいなのかどうなのか十分検討していただきたい。何か議会の中で、本会議の中でもそういう答弁の中に保育園の建設をやって、このシステムを利用する価値があるかどうかの、この効果に対しては省エネ効果ということはわからんでもないですけども、ただ、その今後の事業としてこれをシステムとして使うべきかどうかの判断は十分考えていただきたいということです。これは答弁は要りませんから、今後こういったシステムを簡単に使っていいものなのかどうか、十分精査していただきたい、検討していただきたい、それだけです。お願いします。

○委員長（米山 昇君） 要望ということ。

○委員（猪股尚彦君） 要望です。

○委員長（米山 昇君） もちろん生活環境部だけじゃありませんので、他の部署も含めてということですね。

○委員（猪股尚彦君） たまたま、いいですか。

○委員長（米山 昇君） どうぞ。

○委員（猪股尚彦君） 続いて、すみません。たまたま敷島庁舎にこのシステムを構えたことで、こういうデータを拾えとか、いろいろ注文はつきますよね。たまたま庁舎についちゃったから、こういうことで難しくなっているんだけど、ほかにも施設はありますから、今後の課題として考えていただきたい、そこなんです。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 花形部長。

○生活環境部長（花形保彦君） お答えをさせていただくわけですが、先ほども質問の中にもありましたとおり、今回敷島庁舎ということで、その地中熱ヒートポンプの結果を出させていただいているわけですが、ことしの3月には東保育園にもヒートポンプを設置をしたということもございます。また、釜無川レクリエーションセンターにもヒートポンプが、給湯部分ですが設置をされております。それらも一緒に含んだ中で、今現在、甲斐市役所エコアクションプランという地球温暖化の実行計画がございまして、これは3月ですかね、平成24年度において議会に、これは多分厚生環境のほうになると思いますが、そちらのほうに提案をさせていただきまして、甲斐市全体の庁舎においてどのくらいの削減、CO₂の削減ができたかということで1年間を通してその集計をしているわけですが、その中に、ヒートポンプという項目がないんですが、電気料、例えば燃料に伴う灯油等の削減を出しているわけですが、平成24年においては一旦、第1次計画ということで平成24年度でその5年間終わっているわけですが、それは4%の目標を立てた中で、実際的には平成18年を比較して平成24年度、最終4年度、第1次の4年目の実績としましては12.81%の削減ができているということでございます。

ただ、そのヒートポンプに関しては多分別にメーターとか電気メーターとかついてないところ……

〔「一緒です」と呼ぶ者あり〕

○生活環境部長（花形保彦君） 一緒ですよ。全体の一緒なんで、それらはやはり換算する算式等もあると思います。それらを参考に1年間の結果、東保育園の関係もありますので、その結果をまた出した中で、このアクションプラン、これ実行委員会というか職員、市長が一番中心となって実施しているこのプランでございまして、その中でまた検討する時間もありますので、検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） それでは、つけて余り年数もたっていないというようなことで比較すべきデータもなかなか難しい状況もございまして、また、そうしたデータ等がそろったときに、またご報告いただくということで、本日のこの報告については一応ここで閉じさせていただいて、報告を受けたということでさせていただきたいと思っております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

じゃ、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 4 1 分

再開 午後 零時 4 2 分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開いたします。

2 点目の消火栓の格納箱内の器具の盗難についてを消防防災対策室のほうから報告願います。

保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） ご苦労さまです。

消防防災対策室より、消火栓格納箱内の器具の盗難について、ご報告させていただきます。資料 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

経緯については、平成25年11月19日付、山日新聞において、消火栓格納箱内の消火器器具が盗難されているとの記事が掲載されたことから、甲斐市内の消火全格納箱について11月25日までに全施設の点検報告を指示したところ、一部消火栓格納箱内の消火栓器具が盗難されていることが判明したものでございます。

現在、設置されている消火栓格納箱は、竜王分団1,149カ所、敷島分団310カ所、双葉分団341カ所の合計1,800カ所となっております。

消火栓格納箱内の被害状況であります。当初にファクスで配信しました速報の件数に若干の変更があります。件数につきましては、消防団からの報告箇所の現地確認を行いまして、最終的に確定を行いました。敷島、双葉分団においては被害はありませんでした。竜王分団では、竜王地内で竜王1区で1カ所、竜王新町地内で竜王新町3区で2カ所、竜王新町5区で1カ所、篠原地区で仲新居で1カ所、田中区で1カ所、万才地内で万才東区で2カ所、西八幡地内で上八幡で1カ所、中八幡で1カ所、下八幡1区で1カ所、八幡新田1区で1カ所、八幡新田2区で1カ所、玉川地内で玉川西区で4カ所、玉川東区で5カ所の計13の自治会で22カ所に被害がありました。

内訳としましては、管鎗21本、消防ホース1本、開閉ハンドル2本の合計24点の器具が盗難されておりました。盗難された器具類については、万が一の火災発生に対応できるよう迅速に補充を行ったところでございます。

なお、被害金額については13万1,000円となっております。

対応状況ですが、蕪崎警察署に被害の届け出を行い、今後の捜査状況を注視していくところでございます。また、防災行政無線による注意喚起やパトロールの実施等行ったところがあります。今後、消火栓格納箱については開閉部にステッカーによる封印を準備しており、被害抑止に努めていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

報告、説明が終わりました。何かお聞きしたい点等ございましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 一部で鍵をつけるなんてこともちょっと聞かれたんですが、これは緊急の場合、鍵はちょっと難しいかなと。ステッカーということですが、何か張りつけて、どんなものを、何か準備しているものがあつたらちょっと見せていただければ。

○委員長（米山 昇君） 答弁、保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 一応、原寸大になりますが、このような形でもってステッカーを作製しまして、内容的にはちょっと小さいですが、こんな形でもって張りつけします。これにつきましては1回ではちょっと厳しいんですが、2回、3回ががちすると、この辺から切れてしまうというようなことになりますので、被害の抑止には向いているというような形でもって考えております。消防団のほうとも相談をいたしまして、まずこれでもって張っておいて、市内1,800所ありまして、様子を見ていこうというようなことでもって、今、準備を進めております。ステッカーにつきましては年内中に張りつける予定でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これは盗難ということになりますけれども、いたずらとは違うんですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 被害の関係でいきますと、いたずらというよりもちょっと規模が大きいですので、盗難として先ほど言いましたように蕪崎警察署のほうに被害届は出しております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 俗的なあれだけれども、前のグレーチングがかなり盗まれたということがあって、あれは売っぱらえれば簡単に売っぱられえるけれども、こんな特殊なものはどうなのかなと思ったもんで聞いたわけです。

以上。

○委員長（米山 昇君） ほかに。

名取委員。

○委員（名取國士君） えらい被害があったんだけど、昭和と比べれば若干なんだけれども、これ狙われたと思うんだけど、この対応に対して、今こういうものを出してもらったりステッカーをやったということは大評価だと思うんです。やはりスピードでやっていくということが大事でね、ぜひまた何が起きるかわからないんだけど、そのスピードの対応をお願いします。ありがとうございました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、それでは、この報告は以上とさせていただきますが、また、随時消防団のほうでも見回り等で、もしまた変化等がありましたら、その都度、そのステッカーを張って、その後の状況がどうなのかということも委員の皆さん、多分どうかなというふうに思っていますので、張って何か月たったけれども、うまくこういう状況だったと、破れた跡はなかったとか、そのようなことをまた折に触れて報告をしていただきたいと思っております。

それでは、以上、2点につきまして報告を終了させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

大変遅くまでかかりまして申しわけありませんでした。ありがとうございました。

終わります。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時49分